

世界大都市弁護士会会議 フランクフルト大会報告

国際委員会委員 中野 竹司 (59期)

1 フランクフルト大会概要

本年5月30日から6月1日まで3日間にわたり、フランクフルト弁護士会が主催して、世界大都市弁護士会会議 (World City Bar Leaders; 略称WCBL) が行われた。

同会議には、世界の大都市17弁護士会の会長または次期会長を中心とした各都市の代表が集まり、前回のモントリオール大会同様の盛り上がりを見せた。

同会議は、2000年にニューヨーク・ロンドン・パリ・東京の4弁護士会が発起人となってニューヨークで開催されて以降、今回が8回目の会議となる。

会場であるフランクフルトは、ヨーロッパにおける国際金融の中心都市の一つで、欧州中央銀行を初めとした金融機関が多く所在する大都市である。なお、WCBL開催期間、欧州の経済危機に対する大規模なデモがフランクフルトの中心部で行われ、一部の道路が封鎖されるといった状況であった。また、今回のWCBLでは金融危機に絡めたセッションも多く、欧州の金融危機が完全には終わっていない印象を受けた。

2 各セッションの様子

初日のセッションの中で、東京弁護士会からは、平澤真国際委員会委員が「弁護士の国際的な活動に関する外国での法的・事実上の障害」セッションで、弁護士会の概要、外国法事務弁護士の登録要件について詳細な説明を行った。また、日本の弁護士のアジア進出の状況について報告を行った。続いて、山原英治国際委員会副委員長が、「日本のADR制度及び福島原子力発電所被災における法曹の役割」というテーマで、日本の各種ADR制度 (特に欧州では金融危機に関心が高いため金融ADRと事業再生ADRに言及) を紹介したうえで、福島第一原発損害賠償問題に関する被害者賠償請求の概要、導入されたADR制度の概要及び当該制度下での弁護士の人材提供状況、ADR制度の抱える



諸問題などについて、被害者相談の実体験を交え様々な角度から報告を行った。参加者からは事故から2年が経過したにもかかわらずなお被災者が苦境にあることを知って驚いた、あるいは被災者に対する精神的ケアは行っているのか、など高い関心に基づく活発な質問、質疑があり、近時世界各国で災害に苦しむ人々に対する法曹の役割として共通の関心の深さをうかがわせた。

2日目は、ヨーロッパ弁護士会連合会との共同で、国際的経済危機が法律専門家に改革を促すかというテーマでいくつかのセッションが行われた。WCBL参加者からは各国の法律専門家が置かれている状況等についてパネルディスカッションが行われた。

3日目は、市民が司法へアクセスすることを手助けするプロボノ活動の紹介、弁護士と依頼者の間の紛争に関してドイツで行われているADR制度の紹介があった。

このように、世界の大都市弁護士会のADRへの取り組みや司法へのアクセス障害解消、プロボノ活動などへの取り組み、金融危機の影響を受けた弁護士の状況やその見通しについて活発な意見交換ができた大変有意義な会議であった。

最終日には、次の開催地であるフィラデルフィア市のプレゼンテーションが行われ、その後の討議でインフォーマルな雰囲気を残し活発な意見交換が可能な会議を維持することが確認された。